

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

(総則)

第A条② 県（都・道・府）が行う国民健康保険事業費納付金の徴収については、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）及び国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号。以下「納付金等省令」という。）に定めがあるもののが、この条例で定めるところによる。

(子ども・子育て支援納付金納付金所得係数)

第R条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、県（都・道・府）

に係る第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときはこの限りではない。

一 算定政令第十二条の二第三項第一号に掲げる額
二 算定政令第十二条の二第三項第二号に掲げる額

(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)

(総則)

第A条② 県（都・道・府）が行う国民健康保険事業費納付金の徴収については、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）及び国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号。以下「納付金等省令」という。）に定めがあるもののが、この条例で定めるところによる。

(新設)

【※ただし書は、βとする場合のみ】

第S条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、算定政令第十一条の二第四項第一号（第二号）に掲げる数とする。
。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第T条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第十一条の二第五項第一号（第二号）に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得割指数及び子ども・子育て支援納付金被保険者均等割指数）

第U条 子ども・子育て支援納付金納付金所得割指数は、○○から△△までの範囲内において知事が定める数とする。

2 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、○○から△△までの範囲内において知事が定める数とする。

（規則への委任）

第V条 （略）

（新設）

【※第S条で第二号に掲げる数とした場合のみ】
【※第S条で第二号に掲げる数とした場合又は前条で第二号に掲げる数とした場合のみ】

（新設）

【※第S条で第二号に掲げる数とした場合のみ】

【※第S条で第二号に掲げる数とした場合又は前条で第二号に掲げる数とした場合のみ】

（規則への委任）

第R条 この条例（章）で定めるもののほか、国民健康保険事業費納付金の徴収に係る必要な事項は、規則で定める。

（施行期日）
附 則

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。